

砂防 福島

第17号

福島県砂防協会機関誌



写真：災害関連緊急地すべり対策事業 越巻地区 いわき市常磐上湯長谷町字越巻地内（平成19年度概成）

CONTENTS

福島県砂防協会会長あいさつ	2
福島県土木部砂防グループ参事（福島県砂防協会常任幹事）あいさつ	2
平成18年度福島県砂防協会の活動報告	3
平成18年度福島県砂防協会研修会の開催	3
平成19年度全国治水砂防協会通常総会の開催	4
第47回砂防および地すべり防止講習会の開催	4
平成19年度福島県砂防関係事業	5
土砂災害発生状況	7
土砂災害警戒区域等が指定されました	8
平成18年度に完成した砂防関係施設	9
「土砂災害警戒情報」の運用が始まりました	10

**突然襲う
土砂災害**

身を守るのは「早めの避難です。」

福島県砂防協会会長あいさつ



福島県砂防協会会長

只見町長 小沼 昇

会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから本協会の運営にあたり御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

昨年は、近年で最も多い82件もの土砂災害が発生しました。特に10月6日の降雨では、34件の土砂災害が発生し、負傷された方が2名、10世帯28人が自主避難されました。本年2月には、金山町において人家2戸が全壊する土砂災害が発生し、現在もなお住民の避難生活が続いておりますが、一刻も早く元の生活に戻れるように対策工事の促進をお願いするとともに、今後も引き続き土砂災害から地域の生命・財産を守るため、砂防関係事業の促進と住民の自主防災に対する啓蒙活動に努めて参りたいと考えております。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の促進に関する法律」に基づく、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の指定箇所数が6月末で17市町村、359箇所と

なっております。これらの情報と本年6月に運用を開始しました土砂災害警戒情報等を積極的に活用し、今般制定されました土砂災害警戒避難マニュアルに基づき、住民の避難体制を確立することにより人的被害を無くすることが重要でありますので、福島県砂防協会としては、砂防設備整備等ハード整備とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくことについて、今後とも県に対して協力、支援して参ります。

さて、本協会の重要な事業活動であります土砂災害防止に関する啓蒙活動として、小・中学生を対象とした絵画・ポスター・作文コンクールへの参加をはじめ、砂防関係事業の認識を深めることを目的とした研修会の開催をして参りました。平成18年度の研修会は5月28日に開催されましたが、新潟県中越地震の際、救助活動の支援を行われた独立行政法人土木研究所土砂管理研究グループの藤澤首席研究員から、「地すべりが発生したら何をするのか？」と題して具体的な事例を交えて講義が行われました。

また、土砂災害警戒情報の概要説明を福島地方気象台の鈴木土砂災害気象官より講義をしていただきました。そのほか地すべりによる土砂災害が起きたいわき市常磐上湯長谷町越巻地内で直接業務を担当したいわき市土木部河川課の佐藤河川計画係長より災害対応についての報告をしていただきました。

本協会といたしましても、啓蒙活動に努めて参りたいと考えておりますので、引き続き会員の皆様と関係機関の格段のご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

福島県土木部砂防グループ (福島県砂防協会常任幹事) 参事あいさつ

福島県砂防協会員の皆様には、県の砂防行政の推進にあたり、平素から御協力と御支援をいただき感謝申し上げますとともに、平成19年度につきましても、引き続き砂防関係事業の推進に努めて参ります。

本県の土砂災害危険箇所は約9,000箇所ありますが、このうち県として重点的に整備を進める約3,000箇所につきましては、これまでも砂防えん堤などの施設整備を計画的に進めてきたところでありますが、今後は、地域防災上の拠点となる施設や災害時要援護者施設などに危険がある箇所などを優先的に、順次整備を進めてまいりたいと考えています。

危険箇所を整備するには多くの期間と膨大な費用を要するため、ハード・ソフト対策を両立させた総合的な土砂災害対策を推進する必要があります。

ソフト対策につきましては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、平成29年度の指定完了を目標に平成16年度から土砂災害危険箇所の土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を進めており、本年6月22日現在、県内17市町村、359箇所の区域指定を行いました。土砂災害警戒区域等が指定になった市町村では、地域防災計画への箇所毎の避難体制に関する事項を定めるこ

とになります。当グループにおいて区域指定箇所と公表図書をHPで公開等しており、市町村のハザードマップの作成等、避難体制の整備について協力してまいります。

さらに、市町村での大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対応が適時適切に行えるように支援するため、本年6月より福島地方気象台と福島県が共同で発表する土砂災害警戒情報の運用を開始しました。

また、昨年度から全国的に開催されている全国統一防災訓練ではありますが、今年度は6月末現在で県内12市町村740人の方々に参加いただきました。関係機関との情報伝達、住民の土砂災害への啓蒙など非常に有効な訓練であり、今後も継続的に実施してまいります。市町村毎に毎年反復的に実施し、土砂災害へ備えるようお願いいたします。

県民の生活住空間を守るため、今後とも砂防関係事業をより一層推進していきたいと考えておりますので、会員の皆様には引き続き御理解と御協力を頂きますとともに、安全で活力ある地域づくりに一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

平成18年度 福島県砂防協会の活動報告

1 福島県砂防協会

- | | | |
|--------------|------------|----------|
| ① 平成18年度通常総会 | 平成18年7月10日 | 福島市・杉妻会館 |
| ② 平成18年度研修会 | 平成19年5月28日 | 福島市・杉妻会館 |

2 全国治水砂防協会東北地区協議会

- | | | |
|--------------|----------------|-----|
| ① 平成18年度通常総会 | 平成18年7月27日～28日 | 山形県 |
| ② 平成18年度要望活動 | 平成18年8月9日 | 東京都 |
| ③ 平成18年度臨時総会 | 平成19年1月16日 | 東京都 |

3 全国治水砂防協会

- | | | |
|--------------|-------------|-----|
| ① 平成18年度促進大会 | 平成18年11月28日 | 東京都 |
| ② 平成18年度要望活動 | 平成18年11月28日 | 東京都 |
| ③ 平成19年度通常総会 | 平成19年5月16日 | 東京都 |

平成18年度 福島県砂防協会研修会の開催

平成19年5月28日(月)に福島市の杉妻会館で、県内の市町村等から約60名の職員が参加して、平成18年度福島県砂防協会研修会が開催されました。

研修会では独立行政法人土木研究所土砂管理研究所グループ首席研究員の藤澤和範氏から「地すべりが発生したら何をするのか?」と題し講義が行われ、中越地震の事例を交え、地すべり現象が発生したときの対応などについて話されました。

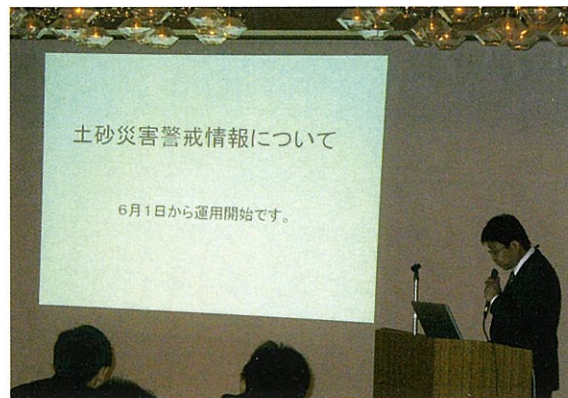
また、福島地方気象台土砂災害気象官の鈴木隆雄氏から「土砂災害警戒情報の概要について」と題し講義が行われ、平成19年6月1日より運用を開始した土砂災害警戒情報について基本的な考え方から発令、運用等について話されました。

つづいて、県砂防グループより「土砂災害警戒情報システムの概要について」と題し、土砂災害警戒情報システムの運用などについて説明を行いました。

最後に、いわき市土木部河川課主任主査兼計画係長の佐藤薫氏より「平成18年度 土砂災害報告～いわき市越巻地区地すべり災害について～」と題し、実際に土砂災害に対応した手法、経験談などについて話されました。



独立行政法人土木研究所 藤澤首席研究員



福島地方気象台 鈴木土砂災害気象官

平成19年度 全国治水砂防協会通常総会の開催

平成19年5月16日(水)午前11時から、東京都千代田区平河町の砂防会館別館シェーンバッハサボー利根で、全国治水砂防協会の平成19年度通常総会（第71回）が開催されました。

通常総会には、全国各地から会員が参集し、県内からも約30名の会員の皆様に御出席いただきました。

通常総会では、綿貫民輔全国治水砂防協会会長が挨拶を行って、議長席に着き、来賓の祝辞をいただいた後、議事案件の審議に入りました。

平成18年度事業報告、平成18年度収支決算報告、平成19年度事業計画及び平成19年度収支予算について審議が行われ、全会一致で承認されました。

最後に、全国治水砂防協会功労者の表彰が行われました。



東京都の砂防会館で開かれた通常総会

第47回 砂防および地すべり防止講習会の開催

平成19年3月15日(木)～16日(金)に東京都千代田区平河町の砂防会館別館シェーンバッハサボー利根で、第47回 砂防および地すべり防止講習会が開催され、全国から多くの方々が参加いたしました。

講習会では東京大学名誉教授 荒巻 重雄氏による特別講演「火山学と火山砂防学」をはじめ、国土交通省砂防部長 亀江 幸二氏ほか10名の方による講義が行われました。

平成19年度 福島県砂防関係事業

◆事業方針

平成19年4月1日現在、土砂災害危険箇所は8,689箇所があり、その内、当面県が対策施設を整備しようとしている箇所に対する整備率は24.8%と非常に低い状況であります。県内の各地に数多く散在している土砂災害危険箇所の解消を図るため、重点的かつ効率的に事業を進め、土砂災害から地域住民の生命と財産を守り、「安全で安心できる生活環境づくり」を推進します。

さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や、福島地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報や補足情報となる雨量グラフ等の土砂災害に対する警戒避難体制の確立に必要な情報提供等のソフト対策を推進し、「総合的な土砂災害対策」を実施します。

施設整備にあたっては、水と緑豊かな空間の保全・創出や適正な管理、地域の活性化を進めるため、景観環境整備事業に基づき、個々の溪流や斜面が持つ豊かな自然環境や景観等に配慮します。

また、施設の老朽化等による機能低下は、重大な土砂災害につながるおそれがあるため、施設の点検や維持管理の充実を図ります。

●土砂災害危険箇所の整備状況

種別	箇所数※1	県要対策箇所	整備済数	整備率※4
土石流危険溪流	4,248 (4,272)	1,667 ※2	348	20.9%
地すべり危険箇所	142 (143)	142	62	43.7%
急傾斜地崩壊危険箇所	4,274	1,200 ※3	336	28.0%
合計	8,664 (8,689)	3,009	746	24.8%

- ※1 () 書きは直轄分を含む箇所数である。
- ※2 土石流危険溪流の要対策箇所は、ランクIを対象としている。
- ※3 急傾斜地崩壊危険箇所の要対策箇所は、ランクI（人工斜面と他所管を除く）を対象としている。
- ※4 整備率は県要対策箇所ベースである。

◆平成19年度砂防関係事業当初予算

平成19年度当初予算は平成19年3月16日に平成19年2月定例議会において可決されました。福島県一般会計予算の総額は8,511億8千9百万円で前年度に比べ、約197億円、2.3%の減となりました。この中で土木部予算は、総額1,165億8千6百万円で前年度に比べ、約93億9千万円、7.5%の減となりました。

砂防関係予算については、総額が約43億2千8百万円で前年度に比べ、約5億9千6百万円、12%の減となりました。

●平成19年度当初予算（県予算）

区分	事業名	事業費(千円)	箇所数
補助事業	通常砂防事業	818,000	18
	火山砂防事業	595,000	7
	地すべり対策事業	161,000	5
	急傾斜地崩壊対策事業	264,000	10
	総合流域防災事業 (砂防、急傾斜地、雪崩、基礎調査、土砂災害情報)	1,385,000	22
	緊急砂防等災害関連費	249,200	—
	特定緊急砂防等事業	123,000	3
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費	—	—
	小計	3,595,200	65
県単事業	施設整備費 (砂防・地すべり・急傾斜)	61,000	5
	調査費 (砂防・地すべり・急傾斜)	79,700	12
	維持管理費 (砂防・地すべり・急傾斜)	179,300	64
	その他	10,374	—
	小計	330,374	81
国庫補助金	直轄火山砂防事業	276,420	—
	直轄地すべり対策事業	126,420	—
	小計	402,840	—
砂防関係事業費合計		4,328,414	146

❖国庫補助事業 35億9,520万円（前年度当初比 86.2%）

国の補助を得て、溪流、地すべり、急傾斜地等に砂防施設等の整備を行うとともに「土砂災害防止法」に基づく区域指定のための基礎調査等を実施します。

❖県単独事業 3億3,037万円（前年度当初比 103.9%）

国庫補助事業対象外の箇所に砂防施設等の整備、既存施設の維持管理、及び調査等を実施します。

❖国直轄事業費負担金 4億284万円（前年度当初比 92.8%）

国土交通省が行う直轄砂防事業（直轄火山砂防事業、直轄地すべり対策事業）に対する県負担金です。

砂防関係事業の内容について

1 砂防事業

- ① 通常砂防事業
土石流危険渓流等で土砂災害が発生するおそれのある箇所を重点に、29箇所の整備を行う。
- ② 火山砂防事業
火山地域における異常な土石流出により、被害を受けるおそれのある10箇所の整備を行う。
- ③ 災害関連緊急砂防事業
土砂災害発生箇所に再発災害防止のため、災害関連緊急砂防等事業と一体的な計画に基づき緊急的に施設整備を行う。



菅谷沢 (相馬市)

2 地すべり対策事業

- ① 地すべり対策事業
地すべり活動により、河川、道路、人家等へ被害を及ぼすおそれのある区域において、近年、地すべり活動の発生した地区、治水上重要な地区、防災上重要な道路のある地区を主体に、緊急性の高い4箇所の整備を図る。



蓬萊 (喜多方市)

3 急傾斜地対策事業

- ① 急傾斜地対策事業
がけ崩れにより、人命や財産に被害を及ぼすおそれのある箇所において、近年、がけ崩れ被害のあった箇所や災害弱者関連施設のある箇所、また、地域防災計画における避難路及び避難場所がある箇所を主体に、緊急性の高い13箇所の整備を図る。



岩久保 (古殿町)

4 総合流域防災事業

個々の事業規模が小さい箇所について、県内を4つの圏域に分け、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、土砂災害に対し圏域一体となった総合的な対策を図る。

- | | |
|------------|------|
| ① 通常砂防事業 | 12箇所 |
| ② 急傾斜地対策事業 | 7箇所 |
| ③ 雪崩対策事業 | 1箇所 |
| ④ 基礎調査事業 | |

5 施設整備費

比較的小規模で早急に対策を要する砂防、地すべり、急傾斜地の対策工事を実施する。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 砂防施設事業 | 1箇所 |
| ② 地すべり災害防除事業 | 1箇所 |
| ③ 急傾斜地崩壊防止対策事業 | 1箇所 |

6 調査費

土砂災害対策予定箇所の調査等を実施する。

- ① 砂防調査事業
- ② 地すべり調査事業
- ③ 急傾斜地調査事業

7 維持管理費

土砂災害対策施設の適切な機能保持のため、老朽化施設の調査、補修・補強や標識の設置、台帳整備等を行う。

- ① 砂防施設維持管理事業
- ② 地すべり施設維持管理費
- ③ 急傾斜地施設維持管理費
- ④ 砂防指定地台帳整備事業

8 直轄火山砂防事業

吾妻山及び安達太良山火山砂防地域の荒川流域から県都福島市の市街地周辺に流出される有害な土砂を抑制・調整し、土砂災害を未然に防止するため、対策事業を推進する。



荒川流砂地（福島市）

9 直轄地すべり対策事業

滝坂地区（西会津町）において、地すべり活動による一級河川阿賀川の河道閉塞等による災害を未然に防止するため、対策事業を推進する。



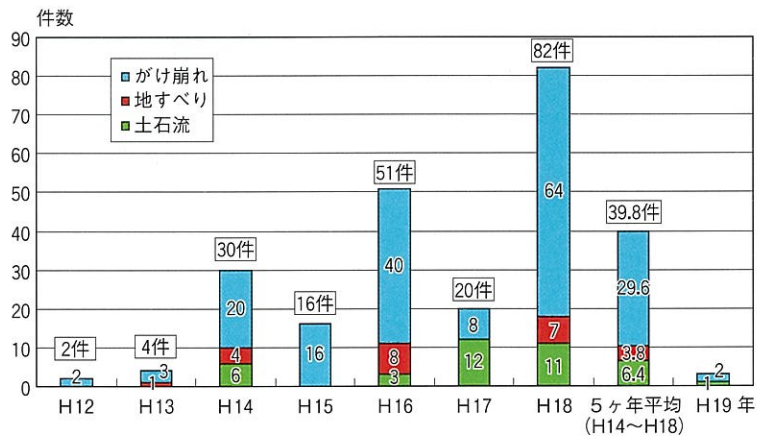
滝坂（西会津町）

土砂災害発生状況

（平成19年6月末現在）

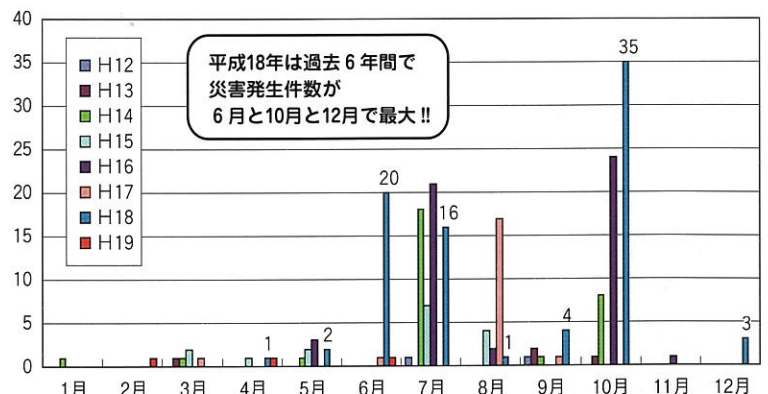
平成12年～19年の福島県における土砂災害発生件数

発生種別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
土石流			6		3	12	11	1
地すべり		1	4		8		7	
がけ崩れ	2	3	20	16	40	8	64	2
合計	2	4	30	16	51	20	82	3



平成12年～19年の福島県における土砂災害月別発生件数（月別）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H12							1			1			2
H13			1						2	1			4
H14	1	1	1	1		18			1	8			30
H15			2	1	2		7	4					16
H16				3		21	2		24	1			51
H17			1			1	17	1					20
H18			1	2	20	16	1	4	35		3		82
H19		1	1		1								3
合計	1	1	5	3	8	22	63	24	9	68	1	3	208



土砂災害警戒区域等が指定されました

福島県では、平成19年6月22日までに、下表の17市町村において359箇所の土砂災害警戒区域等について指定しました。

県内には、8,689箇所の土砂災害危険箇所があります。今後は、平成22年度を目標に危険箇所内の特に重要性の高い約3,500箇所について計画的に基礎調査を実施し、地元市町村と調整を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を行い、県民の安全安心を確保して行く予定です。

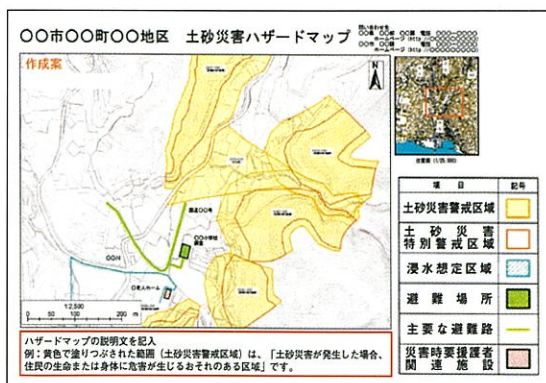
指定箇所	指定区域数		自然現象の種類			
			土石流		急傾斜地の崩壊	
	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
いわき市	35	31	10	7	25	24
白河市	28	21	16	9	12	12
田村市	17	14	4	2	13	12
相馬市	23	17	11	6	12	11
南相馬市	8	8	2	2	6	6
二本松市	40	32	25	17	15	15
川俣町	25	23	15	13	10	10
天栄村	45	39	22	16	23	23
三春町	18	16	4	2	14	14
西郷村	14	8	9	4	5	4
西会津町	27	22	16	11	11	11
猪苗代町	1	1	1	1	0	0
柳津町	29	24	8	4	21	20
南会津町	8	4	6	2	2	2
只見町	23	11	20	8	3	3
富岡町	17	16	3	3	14	13
川内村	1	1	0	0	1	1
計	359	288	172	107	187	181

表一 区域指定箇所表（平成19年6月22日現在）

市町村の役割について

土砂災害警戒区域に指定された場合、土砂災害防止法第7条により、市町村には、以下について必要な事項を定めていただくことになります。

- ① 市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定める。
- ② 土砂災害警戒区域内の高齢者、乳幼児等が主に利用する施設への土砂災害情報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。
- ③ 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所などの事項を記載した印刷物を配布し、住民へ周知する。



市町村が印刷物（ハザードマップ等）を住民へ配布



土砂災害警戒区域等に関する情報は、以下のURLで見ることができます。<http://www.pref.fukushima.jp/sabou/sabomain.htm>

平成18年度に完成した砂防施設の紹介

優良工事受賞



事業名 通常砂防工事
事業箇所名 井堀川（田村市船引町大字堀越地内）
事業期間 平成12年度～平成18年度
総事業費 288,000千円
事業概要 砂防堰堤工 $H=12.0\text{m}$ $L=99.5\text{m}$ $Vc=3,680.0\text{m}^3$
事業の特徴 本溪流は福島県中通りにある田村市に位置し、流域0.87km²の土石流危険渓流である。流域の山腹崩壊しており、地質は花崗岩が分布し風化が著しく、土砂の生産源となっている。次期出水期には土砂災害の可能性が高くなっているため、家屋等を土石流災害から保全するため砂防えん堤を施行した。

工事実施においては、土石流危険渓流内での施工に配慮し、現場内に雨量計を設置し、降雨量及び上流部の溪岸等の変化を観察するなど、出水時の避難体制を整え、安全かつ効率的な工事を行った。

また、地元の小中学生を対象に「ふるさと安全たんけんスクール」を開催し「土砂災害の恐ろしさ」等について啓蒙活動を実施した。

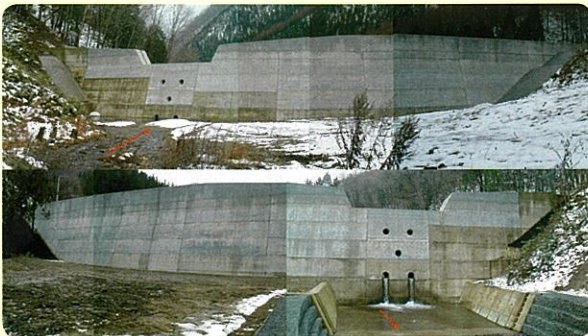
優良工事受賞



事業名 災害関連緊急砂防事業
事業箇所名 ミヤノ沢（南会津郡南会津町山口地内）
事業期間 平成17年度～平成18年度
総事業費 113,949千円
事業概要 砂防堰堤工 $H=9.5\text{m}$ $L=33.5\text{m}$ $Vc=1017.24\text{m}^3$
 溪流保全工 $L=61.9\text{m}$

事業の特徴 本溪流は、平成17年8月20日に発生した集中豪雨（連続124mm、47mm/hr）により、国道289号（緊急輸送道路）に土砂が流出し、通行止めとなったため、早期にえん堤工及び溪流保全工を完成させることが急務となった。

当箇所付近は、稀少植物である福寿草の一大群生地であるため、法面処理の植生には、ヨモギを中心とした在来種を用いて、自然環境に配慮した工法とした。更に、沢水が現場内に入らないよう水路工を設置し、濁水の発生を防止することで、安全管理及び環境対策が施された。



事業名 火山砂防事業
事業箇所名 金堀沢筋（耶麻郡猪苗代町大字若宮地内）
事業期間 平成13年度～平成18年度
総事業費 292,800千円
事業概要 砂防堰堤工 $L=87.0\text{m}$ $H=11.0\text{m}$ $V=4876.0\text{m}^3$
 林道付替工 $L=220.0\text{m}$ $w=3.0(4.0)\text{m}$

事業の特徴 本溪流は、吾妻火山砂防区域にある中吾妻山（1,931m）の南尾根中腹に源を発し、阿賀野川水系の秋元湖に流れる渓流である。流域は山腹崩壊や溪岸浸食が著しく、河床には不安定土砂が堆積しており、次期出水時には土石流発生の可能性が高い状況となっている。溪流下流部には金堀地区集落（人家10戸）と県道福島吾妻裏磐梯線（レークライン）があり、これらを土石流災害から保全すべく砂防えん堤工を施工した。

えん堤工施工箇所の基礎地盤は河床堆積物が厚く堆積し支持力が不足していたため、セメント系の土質改良材を攪拌混合し支持力を増す「表層混合処理工法」により改善を図った。当該工法は、現位置土砂を活用するため残土処理等が少なく、置換工法等と比較しコスト縮減が図られた。



事業名 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事
事業箇所名 千速地区（いわき市小名浜下神白字千速地内）
事業期間 平成18年度
総事業費 80,000千円
事業概要 現場吹付法砕石工 $L=90\text{m}$ $A=1,266\text{m}^2$
 擁壁工 $L=80\text{m}$ $H=1.6\text{m}$

事業の特徴 当箇所は、福島県浜通りの南部に位置し、市街化区域になっている。平成18年10月5～7日の低気圧豪雨（最大日雨量186mm）で裏山斜面（直高10m～20m）の土砂が崩落し家屋1棟の一部が損傷した。延長90mに亘り斜面に亀裂が見られ、保全人数は6戸に及んだ。被災箇所は、急傾斜地崩壊危険区域に未指定なため、平成18年12月22日に指定の申請をし、平成19年1月19日に指定を受けた。

平成19年1月19日より工事着手し、平成19年6月29日完了する予定である。斜面の土質は、風化砂岩（層厚1.1～5.7m 平均N値=10）と風化凝灰質細粒砂岩～シルト岩（層厚1.5～4.9m 平均N値=15）の2層から成っている。切土法勾配は1.0割、直高5.0mに小段を設けている。法面保護に現場打吹付工（フリーフレーム）を施工し斜面の安定を図った。

「土砂災害警戒情報」の運用が始まりました

福島地方気象台と福島県が共同で発表する「土砂災害警戒情報」の運用が、6月1日から始まりました。

「土砂災害警戒情報」は大雨により土砂災害の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的に、市町村単位で発表する情報です。

【発表電文の例】

土砂災害警戒情報発表電文は、国・県関係部局、市町村、報道機関等に伝達される他、気象庁ホームページに掲載されます。

1時間30ミリ以上の強い雨の降る地域を表示

警戒対象となっている市町村を表示



土砂災害防止に関する作品募集

国土交通省では、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害から、かけがえのない命と財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の皆様のご理解とご協力を得るよう種々の行事を行っています。

この行事の一環として、明日を担う小・中学生の皆さんに、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めていただくために、次のとおり作品を募集しています。

募集期間 平成19年 6月1日～9月15日

募集対象 全国小・中学校生徒

募集作品 土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文

表彰内容 国土交通大臣賞、国土交通事務次官賞、砂防部長賞、福島県砂防協会会長賞

問合せ先 県庁砂防グループ 電話 024(521)7493 FAX 024(521)7716

平成19年度土木部砂防グループ職員紹介

平成19年度の砂防グループの新体制は下記のとおりです。本年度もよろしくお願いたします。

参事	加藤 秀明	主幹	阿部 清
砂防担当		傾斜地保全担当	
主任主査	玉川 睦夫	主任主査	星 尚克
主査	富永 靖章	主査	森藤 秀寿
副主任主査	渡部 孝光	副主任主査	鈴木 新吾
副主任主査	鹿又 剛	技師	飯塚 暢明
技師	大和田克典	技師	愛川 薫

編集後記

「砂防ふくしま(第17号)」をお届けします。全国で水不足が懸念される中、九州では梅雨前線による大雨で多数の土砂災害が発生しています。地球温暖化の影響から年々気象が激化しているような気がします。これから梅雨、台風と土砂災害の多い時期になりますが、皆様とともに砂防事業を推進してまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。(S)